

栗東市内のご家庭の 使用済み小型家電の 集団回収を実施します！ 小型充電式電池も同時回収！



令和8年

2月 15日 (日)

午前9時～午前11時30分

予備日:2月22日(日)



なごやかセンターの駐車場

（栗東市総合福祉保健センター）



区の場間まい学と来お住のごご時

| | |
|--------------------|---------------|
| 金 勝 学 区 の 方 | 9 時00分～10時00分 |
| 大宝、大宝東、大宝西学区の方 | 9 時30分～10時30分 |
| 治田、治田東、治田西学区の方 | 10時00分～11時00分 |
| 葉 山 、葉 山 東 学 区 の 方 | 10時30分～11時30分 |

※会場の混雑回避や周辺の交通渋滞防止のため、学区ごとの指定時間での来場にご協力ください。なお、開場時間前の来場は、路上駐車による渋滞や事故につながりますので、固くお控えください。

回收对象

- 栗東市内のご家庭で使用された小型家電、水銀体温計、水銀血圧計、蛍光管【※LEDは除く】、小型充電式電池

※事業活動で使用されたものは回収できません。

注意点

- ・乾電池やバッテリーは取り外してください。
 - ・ダンボール、袋、発泡スチロール等の梱包関連資材は、お持ち帰りいただきます。

回収できない ない家電

- ・特定家電（家電4品目）は回収できません

| | | | |
|------|-----|---------|-----------|
| エアコン | テレビ | 冷蔵庫・冷凍庫 | 洗濯機・衣類乾燥機 |
|------|-----|---------|-----------|

小型充電式電池も集団回収します！

■回収対象の小型充電式電池

- モバイルバッテリー
- 加熱式たばこ・電子たばこ
- 空調服・作業着用ファンの充電式電池
- 電動アシスト付自転車の充電式電池
- 小型家電から取り外した充電式電池



■小型充電式電池の出し方

- 膨らんでいる充電式電池は、回収できません。

※膨らんでいる充電式電池は、栗東市役所2階の環境政策課に直接お持ち込みください。

平日 8:30~17:15

- 電気を使い切り、**電池切れの状態**で出してください。
- 端子部分(電極)にセロハンテープなどを貼り**絶縁**して出してください。
- ⚠ 端子同士が接触すると発火する恐れがあります！
- 家電から**充電式電池(バッテリー)を取り外して**出してください。なお、ネジ等を外せば簡単に充電式電池を取り外せる製品も多くありますので、取扱説明書をご確認の上、できるだけ充電式電池を取り外していただきますようお願いいたします。
- 充電式電池(バッテリー)内蔵型で取り外しができない家電は**小型家電**として出してください。

■代表的な充電式電池内蔵型の小型家電の例

| | |
|----------|--|
| 通信・情報機器 | スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートパソコン、携帯型ゲーム機、電子書籍端末 |
| 音響機器 | ワイヤレスイヤホン、ポータブル音楽プレーヤー、ICレコーダー |
| 健康・理美容機器 | 電動歯ブラシ、電気シェーバー、電子体温計、電子血圧計 |
| 生活家電 | ハンディ扇風機、コードレス掃除機、ロボット掃除機 |
| その他 | 充電式電動工具 |

※個人情報が含まれる製品(パソコンや携帯電話、スマートフォンなど)は、個人情報を消去してから出してください。

■回収できない小型充電式電池

- 電動モビリティの蓄電池(電動スクーター、電動キックボード、電気自動車(BEV・HEV・PHEV))
 - ACコンセント用ポータブル電源(非常用電源)
 - 鉛蓄電池
- ※製造メーカーや販売店に引き取りを相談してください。

使用済み小型家電品目の一例

| 対象品目 | 具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載されていない) |
|--|--|
| 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 | 電話機、ファクシミリ、変復調装置(モデム)、ルーター・スイッチ |
| 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具 | 携帯電話端末(公衆用PHS端末、スマートフォンを含む) カーナビゲーションシステム、ETC車載ユニット、VICSユニット |
| ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く) | ラジオ |
| デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具 | デジタルカメラ、ビデオテープレコーダー/プレーヤ、DVDレコーダー/プレーヤ、BDレコーダー/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ |
| デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具 | テープレコーダー、CDプレーヤー、MDレコーダー/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダー、補聴器、カーラジオ |
| パーソナルコンピュータ | パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型(タワー型及び一体型を含む)、パーソナルコンピュータ タブレット型 |
| 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置 | 補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、ゲームソフト |
| プリンターその他の印刷装置 | ※卓上タイプのみ プリンター、フォトプリンター、モニター(パーソナルコンピュータ用)、キーボードユニット |
| ディスプレイその他の表示装置 | モニター(パーソナルコンピュータ用)、プロジェクター |
| 電子書籍端末 | 電子書籍端末 |
| 電動ミシン | 電気ミシン |
| 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具 | 電気グラインダ、電気ドリル、電気ボリシャ、電気サンダ |
| 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 | ワードプロセッサ(モニターを含む)、電卓、電子辞書 |
| ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 | 電子式ヘルスメーター(体組成計・体脂肪計)、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計 |
| 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 | 治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器 |

7

| 対象品目 | 具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載されていない) |
|---|--|
| フィルムカメラ | フィルムカメラ |
| ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く) | 電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機 |
| 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く) | 扇風機、サーフィュレーター、送風機 |
| 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く) | 電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機 |
| 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具 | 電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布 |
| ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具 | ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂用電気ポンプ、電気アクリアム用品 |
| 電気マッサージ器 | 電気マッサージ器 ※マッサージチェアは不可 |
| 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 | 電気芝刈り機 |
| 蛍光灯器具その他の電気照明器具 | 照明器具、携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む) |
| 電子時計及び電気時計 | 電子時計及び電気時計 |
| 電子楽器及び電気楽器 | 電子キーボード、電気ギター、電子ギター ※電子オルガンは不可 |
| ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 | 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム) |

※家庭で使用されていたものだけが回収対象となります(事業で使用されていたものは不可)

※一度回収されたものは返却できません